

(令和7年度予算分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 兵庫県姫路市
本事業の担当部局名 こども未来局こども育成部こども総務課

事業メニュー	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム			
区分	都道府県主導型市町村連携コース			
関連事業メニュー	4.2 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	姫路市結婚新生活支援事業		新規／継続 (一般財源での 実施も含む)	継続
実施期間	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	事業開始年度 令和3年度
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	<自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通 急速に進展する少子化が市民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることに鑑み、こども総務課の少子化対策担当において、出会い・結婚を中心に、妊娠・出産といったフェーズに応じた少子化対策として、若年層のライフプランニング推進事業、恋活・婚活サポート事業、若年層出会い支援事業、結婚新生活支援事業、妊産婦タクシー利用料金助成事業を行っている。 <本個別事業の位置付け> 結婚新生活支援事業をはじめ少子化対策については、総合計画に掲げる目指す都市像「ともに生き ともに輝く にぎわい交流拠点都市 姫路」の実現に向けた基本方針として定めたメインテーマ『「活力」ある姫路を創造する市政』のもと実施する、施策『未来を拓く「ひとづくり改革」』の事業として位置付け推進することとしている。			
個別事業の内容	1. 概要			
	【対象費用】			
	☐ 住宅取得費用	☐ 住宅リフォーム費用	☐ 住宅賃借費用	☐ 引越費用
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載			
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満	
		自治体独自基準		
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	
		自治体独自基準		
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載			
	29歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円	
自治体独自基準				
39歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円		
	自治体独自基準			
【その他独自要件】				
・対象経費: 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に支払った費用 ※要件緩和分は単費にて実施				

2. 申請見込

①新規世帯見込

331	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	257
その他	74

②継続補助世帯見込

(継続補助規定の有無)

46	世帯
有	

【世帯数積算根拠】

■新規分

□当該事業の補助対象要件を満たす婚姻見込み数に対する当該事業の申請率から予測

884組 × 37.5% = 331件

※R5年度28.5%、R6年度29.5%、R7年度34.6%、(R7.9時点推計)

□R6年度実績より29歳以下世帯の割合を算出

219件/282件 = 77.7% → 331件 × 77.7% = 257件

(参考)

【令和7年度申請状況】

実施中

申請世帯数見込	366	世帯
～12月(実績)	94	世帯
1月～3月(見込)	272	世帯

3. 広報の実施予定

広報紙、ホームページ、X(旧Twitter)、インスタグラム、庁内モニター・デジタルサイネージ等を通じて周知するとともに、市役所窓口、ブライダル関係、不動産会社、引越業者等にチラシを送付し来客者へ配布するなど広く周知を図る。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	出生数		人	3,404 (R8年)	3,360 (R6年)
参考指標 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績値(時点)	
	合計特殊出生率			1.38 (R5年)	
	婚姻件数		件	2,112 (R5年)	
	婚姻率			4.0 (R5年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	番号	項目			
	(アウトプット)				
	①	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100 (R8年度)	94.9 (R6年度)
	(アウトカム)				
	①	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60 (R8年度)	57.1 (R6年度)
	②	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80 (R8年度)	70.3 (R6年度)